

くらしの赤信号

大学生にひろがるマルチ商法
人脈も広がると友人に誘われ、借金をして高額な契約金を支払ったけれど・・・

SNSで知り合った友人から「人脈も広がって、しかも儲かる話がある」と誘われセミナーに参加。「一緒に夢をつかもう」と熱く語られた。
 商品購入に6万円かかるけど、「口コミで売れば儲かる。新しい人を紹介すれば紹介料も入る」と言われた。
 「お金がない」と言っていると学生ローンで借りればいいと言われ、借金し業者と契約した。



アドバイス

- ・商品やサービスを契約し、次は自分が買い手となる加入者を探し、次々に販売組織に加入させ拡大させていく商法が連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）です。
- ・新規加入者の支払う加入料や商品購入代金等によって、自分の利益が得られると勧誘されます。ネットワークビジネスと説明する場合があります。
- ・友人や知人などからの話であっても、契約の内容に少しでも不明な点があったら、すぐに契約することは止めましょう。
- ・何が不明かも分からない場合は、周りの信頼できる人や消費生活センターに相談し、安易に契約しない事です。
- ・自分が友人を勧誘することにより、人間関係を壊してしまう恐れもあります。
- ・借金をしてまでの契約は絶対にやめましょう。学生が返済を続けることは難しく、多重債務や自己破産に陥る危険があります。

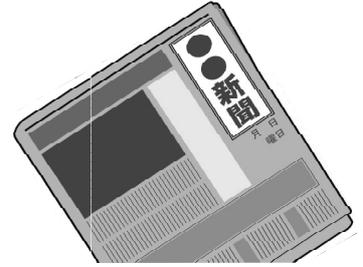
困ったら消費生活センターにご相談を！



高齢者をねらった強引な商品の送りつけが多発中！

強引な勧誘があった場合でも諦めずに断りましょう！

最近寄せられた [相談事例]



こんな

新聞の勧誘に注意!

「えっ!5年間もの長期購読を高年齢者が契約させられている・・・しかも、解除金を請求って!」

【あなたのまわりのこんな事例】

ひとり暮らしの90歳の母と同居することになった。母が契約していた新聞販売店の集金員に新聞の解約を伝えたい。すると「今月から新たに5年間の購読契約をしている!」「ビールや洗剤などの景品を渡しているから4万5千円支払うように!」と大声で言われた。母は認知症気味で契約のことなど覚えてない。配達してもらった分は仕方ないが、今日以降は解約させたい。

アドバイス

- ①訪問販売で契約していれば、クーリング・オフが出来ます。(訪問販売では契約書を取ってから8日間)
 - ②クーリング・オフ期間を過ぎると、契約期間が決まっている契約は一方的に解約する事ができません。解約条件は販売店との話し合いで決めることとなります。
 - ③新聞の景品類については、「新聞公正競争規約」に「景品類提供の制限」条項があり、6か月分の購読料の8%までと規定されています。ただし、違反してもただちに契約が無効となるものではありません。
- ☆高齢者に5年もの長期契約をさせる契約は、社会通念上も問題があります。
- ☆何度断っても勧誘したり、威圧的な口調で脅したり、強引な勧誘をされた場合は契約を取り消しできる場合もあります。
- ☆契約自体に問題があれば、解約条件として消費者が景品代を負担することは適切ではないと思われまます。
- ☆新聞の契約はくれぐれも慎重に。

困った時はご相談を! 枚方市立 消費生活センター

相談専用電話(枚方在住・在職・在学)

072-844-2431

祝日除く平日

朝9時30分~16時30分



ひらかた観光大使「くらわんこ」
© 枚方文化観光協会

8月20日(火)10:00~11:30

家族であかりのエコ教室



会場：消費生活センター 研修室

講師：パナソニック株式会社 エコソリューションズ社
CSグループ お客様関連チーム 消費生活アドバイザー 中村一雄さん

対象：市内在住の小学4年生~6年生と保護者等

定員：先着15組

受付：8月1日 午前9時~

電話・ファクス 072-844-2433

※詳細は「広報ひらかた8月号」に掲載!



参加無料

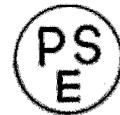
節電対策その前に

扇風機の点検を!

経年劣化の兆候はありませんか?

- ✓ファンの回転が異常、不規則だ。
- ✓モーター部分が異常に熱い。
- ✓焦げくさいにおいがする。
- ✓電源コードに触れるとファンが回ったり、止まったりする。等々

PSEマークはついてますか?



※PSEマークのない扇風機は販売できません。
USB接続や電池式のもの、除きます。

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。